

熊本市景観条例施行規則（平成21年規則第94号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条、第2条（略） （規則で定める特定施設）</p> <p>第3条 条例第2条第6項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 飲食店業を営むための施設</p> <p>(2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設(当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)</p> <p>(3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項<u> </u>に規定する営業を行うための施設</p> <p>第4条（略） （行為の届出）</p> <p>第5条 条例第8条第2項に規定する届出の様式及び届出に関する必要な図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)及び別表第1に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面</p> <p>(2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為(前号の行為を除く。) 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び別表第2に掲げる行為の種類</p>	<p>第1条、第2条（略） （規則で定める特定施設）</p> <p>第3条 条例第2条第6項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 飲食店業を営むための施設</p> <p>(2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設(当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)</p> <p>(3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設</p> <p>第4条（略） （行為の届出）</p> <p>第5条 条例第8条第2項に規定する届出の様式及び届出に関する必要な図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)及び別表第1に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面</p> <p>(2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為(前号の行為を除く。) 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び別表第2に掲げる行為の種類</p>

に応じそれぞれ同表に定める図面

- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域における大規模行為（前号の行為を除く。） 大規模行為の（変更）届出書（様式第3号）及び別表第3に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める様式に、同項各号に定める図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 法第16条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。この場合において、添付すべき図書については、行為の種類に応じ前2項の規定を準用する。

- (1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の（変更）通知書（様式第4号）
- (2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為（前号の行為を除く。） 特定施設届出地区における行為の（変更）通知書（様式第5号）
- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域における大規模行為（前号の行為を除く。） 大規模行為の（変更）通知書（様式第6号）

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

第6条（略）

に応じそれぞれ同表に定める図面

- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域における大規模行為（前号の行為を除く。） 大規模行為の（変更）届出書（**様式第3号**）及び**別表第3**に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める様式に、同項各号に定める図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 法第16条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。この場合において、添付すべき図書については、行為の種類に応じ前2項の規定を準用する。

- (1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の（変更）通知書（**様式第4号**）
- (2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為（前号の行為を除く。） 特定施設届出地区における行為の（変更）通知書（**様式第5号**）
- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域における大規模行為（前号の行為を除く。） 大規模行為の（変更）通知書（**様式第6号**）

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

第6条（略）

(行為着手制限期間の短縮の通知)

第8条 法第18条第2項の規定による同条第1項本文の期間の短縮は、行為着手制限期間短縮通知書を法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に交付することにより行うものとする。

(勧告書及び命令書の書類)

第9条 次の各号に掲げる命令又は勧告は、それぞれ当該各号に定める書類を交付することにより行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告 勧告書 _____
- (2) 法第17条第1項の規定による命令 変更命令書 _____
- (3) 法第17条第5項の規定による命令 原状回復等命令書 _____
- (4) 法第23条第1項の規定による命令 景観重要建造物の原状回復等命令書 _____
- (5) 法第26条の規定による命令 景観重要建造物の管理に関する命令書 _____
- (6) 法第26条の規定による勧告 景観重要建造物の管理に関する勧告書 _____
- (7) 法第32条第1項の規定による命令 景観重要樹木の原状回復等命令書 _____
- (8) 法第34条の規定による命令 景観重要樹木の管理に関する命令書 _____

(行為着手制限期間の短縮の通知)

第8条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し行為着手制限期間短縮通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(勧告書及び命令書の様式)

第9条 次の各号に掲げる命令又は勧告は、それぞれ当該各号に定める様式 _____ により行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告 勧告書 (様式第8号)
- (2) 法第17条第1項の規定による命令 変更命令書 (様式第9号)
- (3) 法第17条第5項の規定による命令 原状回復等命令書 (様式第10号)
- (4) 法第23条第1項の規定による命令 景観重要建造物の原状回復等命令書 (様式第11号)
- (5) 法第26条の規定による命令 景観重要建造物の管理に関する命令書 (様式第12号)
- (6) 法第26条の規定による勧告 景観重要建造物の管理に関する勧告書 (様式第13号)
- (7) 法第32条第1項の規定による命令 景観重要樹木の原状回復等命令書 (様式第14号)
- (8) 法第34条の規定による命令 景観重要樹木の管理に関する命令書 (様式第15号)

(9) 法第34条の規定による勧告 景観重要樹木の管理に関する勧告書_____

(公表の方法)

第10条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人その他団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 法第16条第3項の規定に基づく勧告_____の内容及びこれに従わない事実

2 _____
条例第13条第2項の規定による意見の陳述及び証拠の提出の機会**の付与は、意見聴取通知書を交付することにより行う**ものとする。

第11条 (略)

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第12条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書_____に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書_____に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは**景観重**

(9) 法第34条の規定による勧告 景観重要樹木の管理に関する勧告書**(様式第16号)**

(公表の方法)

第10条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人その他団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 法第16条第3項の規定に基づく勧告**(以下この条において「勧告」という。)**の内容及び**勧告**に従わない事実

2 **市長は、正当な理由なく勧告に従わない者に対して、**条例第13条第2項の規定に**基づき**意見の陳述及び証拠の提出の機会**を与える旨を**意見聴取通知書**(様式第17号)により通知する**ものとする。

第11条 (略)

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第12条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書**(様式第18号)**に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書**(様式第19号)**に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは**景観重**

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観づくり市民団体の認定等の通知)

第17条 市長は、景観づくり市民団体の認定をしたときは景観づくり市民団体認定通知書を____、認定をしなかったときはその旨を記載した文書を当該景観づくり市民団体の代表者に交付するものとする。

2 市長は、条例第19条第3項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、速やかに、景観づくり市民団体認定取消通知書を当該景観づくり市民団体の代表者に交付するものとする。

(書類の様式等)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第1号 (第5条第1項第1号関係)

(略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観づくり市民団体の認定等の通知)

第17条 市長は、景観づくり市民団体の認定をしたときは景観づくり市民団体認定通知書(様式第26号)により、認定をしなかったときはその旨を文書により、当該景観づくり市民団体の代表者に通知するものとする。

2 市長は、条例第19条第3項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、速やかに、景観づくり市民団体認定取消通知書(様式第27号)により、当該景観づくり市民団体の代表者に通知するものとする。

【新規】

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第1号 (第5条第1項第1号関係)

(略)

様式第2号（第5条第1項第2号関係）

（略）

様式第3号（第5条第1項第3号関係）

（略）

様式第4号（第5条第3項第1号関係）

（略）

様式第5号（第5条第3項第2号関係）

（略）

様式第6号（第5条第3項第3号関係）

（略）

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

様式第2号（第5条第1項第2号関係）

（略）

様式第3号（第5条第1項第3号関係）

（略）

様式第4号（第5条第3項第1号関係）

（略）

様式第5号（第5条第3項第2号関係）

（略）

様式第6号（第5条第3項第3号関係）

（略）

様式第7号（第8条関係）

（略）

様式第8号（第9条第1号関係）

（略）

様式第9号（第9条第2号関係）

（略）

様式第10号（第9条第3号関係）

（略）

様式第11号（第9条第4号関係）

（略）

様式第12号（第9条第5号関係）

（略）

様式第13号（第9条第6号関係）

（略）

【削る】

様式第14号（第9条第7号関係）

（略）

【削る】

様式第15号（第9条第8号関係）

（略）

【削る】

様式第16号（第9条第9号関係）

（略）

【削る】

様式第17号（第10条関係）

（略）

【削る】

様式第18号（第12条第1項関係）

（略）

【削る】

様式第19号（第12条第2項関係）

（略）

【削る】

様式第20号（第12条第3項関係）

（略）

【削る】

様式第21号（第12条第3項関係）

（略）

【削る】

様式第22号（第13条関係）

（略）

【削る】

様式第23号（第15条第1項関係）

（略）

【削る】

様式第24号（第15条第2項関係）

（略）

【削る】

様式第25号（第16条関係）

（略）

【削る】	<u>様式第26号（第17条第1項関係）</u> (略)
【削る】	<u>様式第27号（第17条第2項関係）</u> (略)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3号並びに様式第2号及び様式第5号の改正規定は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の景観条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。